登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、五九一号の一　赤い夕日　平成二十七年一月十六日　詩歌
平成二十八年八月十六日
右登録の原因
この著作物は、平成二十七年一月十六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
原英子　神奈川県横須賀市汐入町四丁目四十五番地
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、五九三号の一　神田の会　平成二十八年五月二十二日　楽曲を伴う歌詞
平成二十八年八月十六日
右登録の原因
この著作物は、平成二十八年五月二十二日に時空川曳航の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
髙橋英幸　神奈川県綾瀬市深谷上五丁目八番七十四号
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、六〇六号の二　音術ソング　平成十八年四月二十九日　楽曲
平成二十八年八月二十二日
右登録の原因
この著作物は、平成十八年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九十四番地（藤田様方）
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、六〇七号の二　パフォーマンスソング　平成十八年四月二十九日　楽曲
平成二十八年八月二十二日
右登録の原因
この著作物は、平成十八年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九十四番地（藤田様方）
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、六〇八号の二　宴会ソング　平成十八年四月二十九日　楽曲
平成二十八年八月二十二日
右登録の原因
この著作物は、平成十八年四月二十九日に音術屋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
大森晃浩　愛知県名古屋市天白区元八事二丁目九十四番地（藤田様方）
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、六一九号の一　当選くじ付き　年賀ハガキシステム　平成元年一月二十日　言語及び美術の著作物
平成二十八年九月一日
右登録の原因
この著作物は、平成元年一月二十日に空天坊の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
山田孝　長崎県長崎市城栄町三十九番十一号
横瀬幸男　東京都練馬区田柄二丁目十七番三十号
登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三七、六二〇号の一　インフィニティ　平成二十八年六月二十八日　美術の著作物
平成二十八年九月一日
右登録の原因
この著作物は、平成二十八年六月二十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
金子潤　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾東台八番二十一―一号

○農林水産省告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県福井市折立町二五字上小谷二七七（次の図に示す部分に限る。）、三八、三九、四一、四五から四九まで、五二、二七八、二六字二又四八・五一・三四六・三四七・三五〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇、五四、一七四、一七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

二五字上小谷四六、四八、二六字二又五一、五四、一七四、三四七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県福井市薬師町四三字荒木谷山一の一から一の六まで、二の一、二の二、三の一から三の六まで、四の一から四の六まで、四の一〇、四の二から四の一四まで、五の一二、五の一五、五の一六、五の一八、五の一九、六の二から六の五まで、六の七、六の九、六の一〇、四四字下小谷一一の一・一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の三から三の七まで、五の六から五の一二まで、六の七から六の一〇まで、七の一から七の四まで、一一の三から一一の八まで、一一の一四、四六字五郎五の四、四七字天越一の三・八の六・九の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、九の一〇、四八字西山八の四（次の図に示す部分に限る。）、八の三、八の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四三字荒木谷山六の七、四四字下小谷三の七、五の九、五の一一、五の一二、七の一、一一の二、四七字天越一の一、一の二、九の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）